

## 産業廃棄物保管場所

廃棄物の種類

数 量  
(積替及び処分の為の保管の場合)

管理者 氏名  
(又は名称)

連絡先

保管の高さ  
(屋外で容器を用いずに保管の場合)

(市販のパネル)

**(3) 産業廃棄物（または特別管理産業廃棄物）の保管場所がある場合（表示義務）**

（規則第7条の3、第7条の5、第8条、第8条の10の2、第8条の10の4、第8条の13）  
 下图は、事業場における廃棄物の保管場所揭示板例

産業廃棄物（または特別管理産業廃棄物）保管施設		60cm以上
産業廃棄物 （または特別管理産業廃棄物） の種類	○○○、△△△	
管理者の氏名または 名称および連絡先	○○区○○町○○○ 株式会社△△△△△ 代表取締役 振興太郎 電話 ××-×××××-×××××	
最大保管高さ ※	○.○m	
60cm以上		

※屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さの欄が必要

建設現場には特有の廃棄物処理に関するルールがあります。

■建設現場における産業廃棄物の排出者は原則として『元請け工事業者』です

現場で発生する全ての産業廃棄物の処理責任は排出者である元請け工事業者にあります  
 ※主に民間工事で、発注期間が明確に区分できる場合（造成や解体後の引き渡し等）は、それぞれを排出者と見なすことがあります

■下請け工事業者は排出者に該当しないため廃棄物を運搬することはできません  
 これは自社の現場作業から排出する廃棄物も含まれます、つまり下請け工事業者は不要物の持ち帰りもできません

下請け工事業者が産業廃棄物を運搬する場合（不要物の持ち帰りも含む）産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です

産業廃棄物の排出者が分別等のために一時的に廃棄物を保管する場合には以下の点に注意下さい

■保管にあたっては、飛散や流出、地下浸透、悪臭などの周辺環境への影響がないよう必要な措置を講じる

■保管場所にみだりに立ち入ることができないように囲いを設置する

保管場所には「揭示看板」を設置する（揭示看板は60cm×60cm以上の大きさで、所定の記載事項を明示すること）

■現場以外の保管場所に移動した場合の保管可能量は平均排出量の7日分以内です

大量・長期間の保管は不適正処分と同様に見なされる場合がありますので適正な期間、方法により処分して下さい